

平成22年8月25日

消費者庁長官  
福嶋 浩彦 殿

財団法人 日本健康・栄養食品協会  
理事長 下田 智久

## 陳 情 書

特定保健用食品は平成3年に栄養改善法（現在の健康増進法）の中の特別用途食品の一分野として創設され、その後、許可件数も増加し平成22年8月23日現在954件が許可・承認されている。その市場規模も平成21年度は約5500億円に達し、消費者にとって身近な食品として国民の健康の維持・増進に利用されている。

さて、特定保健用食品の許認可の担当は平成21年9月1日よりそれまでの厚生労働省から消費者庁に移管され、直接の担当は食品表示課となった。この移管の際に消費者庁の事務システムの構築等の理由で特定保健用食品の申請、変更等の受付を含めた業務は3ヶ月ほど停止された。更に現在も、6月から特定保健用食品の申請、変更等の業務は停止している。その理由として、特定保健用食品申請書の開示請求の業務に対応するためと聞いている。

当協会会員より特定保健用食品の申請、変更等の業務が停止していることにより、消費者に利するための特定保健用食品の改良や、消費者の商品選択の幅を広げるための特定保健用食品の商品化が滞ることは、消費者に不利益を及ぼすとの意見が寄せられている。更には食品の表示を所管する消費者庁の現行体制により、企業にとって法で定められている特定保健用食品の申請、変更等ができないことにもなりかねない。

については、このような状況の一刻も早い改善のため、下記の事項について陳情します。

### 記

1. 現在、特定保健用食品に関する業務は食品表示課で実施されているが、特定保健用食品申請書の開示請求等優先順位の高い業務遂行により、特定保健用食品制度の根幹となる申請、変更届等の業務が停止することから、人員の増員をお願いしたい。
2. 厚生労働省の所管当時は、担当官以外のメンバーの応援体制があったことから、消費者庁においても業務多忙の折の応援体制をお願いしたい。
3. 特定保健用食品の許認可等の業務の中で、合理化できる内容については積極的に合理化をお願いしたい。その検討に当たっては、微力ながら（財）日本健康・栄養食品協会は協力したいと思っている。

以上